

日医発第 432 号（地域）

令和 7 年 6 月 1 1 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 江 澤 和 彦

（公印省略）

厚生労働省「看護師等養成所におけるハラスメント対応動画」、
社会人経験者等向けの「PR リーフレット」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局看護課より、「看護師等養成所におけるハラスメント対応動画」および「大学既卒者・社会人経験者等を対象とした看護基礎教育及び就業促進に関するPRリーフレット」についての情報提供がありました。

特にハラスメントにつきましては、先日の医師会立看護師等養成所会議でも取り上げましたが、学校として適切な対応が求められるものです。本動画では、弁護士による基本的な考え方等も示されていますので、ぜひ参考にさせていただきますようお願いいたします。

社会人経験者等向けのリーフレットも、厚生労働省ホームページに掲載されていますのでご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下医師会立看護師等養成所へご周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【掲載先】

厚生労働省ホームページ「看護教育ポータル 発見・看護！」

https://www.mhlw.go.jp/kango_kyouiku/

事務連絡
令和7年6月6日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局看護課

「看護師等養成所におけるハラスメント対応動画」について（周知）

平素より看護行政の推進にご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

先般、学生と養成所の相互理解を深め、より良い学習環境を整えることを目指し、「看護師等養成所におけるハラスメント対応事例収集事業報告書」を作成いたしました。このたび当該報告書の内容をふまえ、都道府県の看護行政担当者の相談対応や養成所における対応等へのさらなる一助となるよう、「看護師等養成所におけるハラスメント対応動画」（以下、「動画」。）を作成いたしました。

下記のとおり、動画掲載場所とともに、動画活用例（研修プログラム）を記載しますので、参考として活用ください。

各都道府県においては、管内看護師等養成所関係者に周知いただくとともに、貴職におかれましても活用いただきますようお願いいたします。

記

1. 動画掲載場所

厚生労働省ホームページ 看護教育ポータル発見・看護！

(https://www.mhlw.go.jp/kango_kyouiku/)

看護教育ポータル「発見・看護！」ホーム>看護教育に携わる方>関連資料

2. 動画活用例（研修プログラム）

- 1) 動画視聴：講義編「看護師等養成所におけるハラスメント対応～蒔田弁護士によるハラスメントの基本的考え方～」(<https://www.youtube.com/watch?v=31RCNCF3a8k>)
- 2) 動画視聴：事例編「看護師等養成所におけるハラスメント対応～事例を通じて理解を深めよう～」(<https://www.youtube.com/watch?v=sZTJP9atH88>)
- 3) 事例編を踏まえたグループワーク
- 4) 全体討議
- 5) まとめ

以上

照会先 厚生労働省医政局看護課看護教育係 勝又 明子 中堀 桃子 電話：03-5253-1111（内線：4175）

事 務 連 絡
令 和 7 年 6 月 6 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局看護課

「大学既卒者・社会人経験者等を対象とした看護基礎教育及び就業促進に関するPRリーフレット」について（周知依頼）

平素より看護行政の推進にご尽力を頂き、厚く御礼申し上げます。

今般、看護師養成のさらなる促進に向けて、社会人としての就業経験を積んだ者に看護師資格取得を目指していただくことを目的に、社会人経験者を対象とした看護師学校養成所入学のPRリーフレットを作成しホームページに掲載しましたので、ご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

また、貴管内の看護師等養成所、医療機関等にもご周知いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1. PRリーフレットの掲載場所

PRリーフレットは、下記ホームページに掲載しております。適宜、ダウンロードし、ご活用ください。

厚生労働省ホームページ

看護教育ポータル発見・看護！ -厚生労働省 (https://www.mhlw.go.jp/kango_kyouiku/)

- ・看護教育ポータル「発見・看護！」ホーム>看護職を目指す方>大卒社会人経験者等への看護師学校養成所PRポスター

PRリーフレット等使用については上記ホームページからダウンロードし、各看護師等養成所、医療機関や施設等において自由なサイズで印刷、使用して差し支えございません。

以上

照会先

厚生労働省医政局看護課

看護教育係 勝又 明子

中堀 桃子

電話：03-5253-1111（内線：4175）



あなたの経験が強みになる



社会人から看護師を目指そう!

看護師になるには

看護職^{※1}は、病院や診療所をはじめ、訪問看護ステーション、高齢者施設、助産所、地域の保健センターや保健所、学校、企業など幅広い職場で活躍しています。資格を取得すれば一生涯活用でき、ライフスタイルに合わせて働く場所を選びながら長く続けられるのも魅力です。

「看護師」になるには、看護学校(養成所等^{※2})で看護に関する教育を受け、国家試験に合格し、免許を取得する必要があります。看護学校では、看護に関する講義や演習の他病院等での実習が必須です。

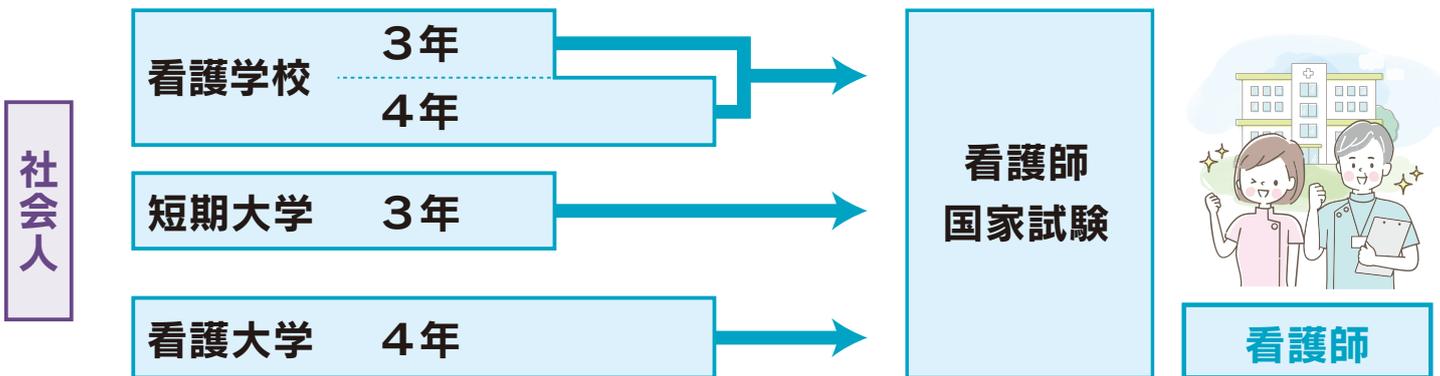
※1 看護職には「看護師」「保健師」「助産師」「准看護師」が含まれます。

※2 養成所の他、大学・短期大学の選択肢もあります。



社会人から看護師になるには

「看護師」になるには、看護学校(養成所等)で3年以上学ぶことが必要です。



・「保健師」「助産師」になるには、別に専門の教育を受け国家試験を受ける必要があります。詳細は裏面 [お役立ちリンク](#) 厚生労働省 あなたの未来を応援-発見・看護
・看護以外の大学を卒業している方は、大学の途中年次への編入制度を活用できる場合もあります。
・准看護師資格は2年で取得でき、その後看護師を目指す道もあります。

社会人経験者向け制度について

- 社会人経験者向けに、一般入試とは試験科目の異なる社会人入試制度を設けている学校もあります。
- 既に卒業した大学や短大等で履修した科目の単位が認定され、授業が免除される場合もあります。
- 看護以外の大学を卒業している方は、大学の途中年次への編入制度を活用できる場合もあります。(詳細は事前に入学を希望する看護学校等にお問い合わせください)。

●学費の支援として奨学金制度の他、一定の就業経験のある社会人は、**教育訓練給付制度**を活用できる場合があります。

詳細は [お役立ちリンク](#) 厚生労働省 教育訓練給付制度から

(教育訓練給付金の支給申請は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。)



社会人経験者向けQ&A



Q 社会人から看護師になるためにはどうしたらいいですか。

A 「看護師」になるには、看護学校(養成所等)で看護に関する教育を受け、国家試験に合格し、免許を取得する必要があります。
※「保健師」「助産師」になるには、別に専門の教育を受け国家試験を受ける必要があります。詳細は [お役立ちリンク](#) 厚生労働省 あなたの未来を応援-発見・看護から

Q 社会人から看護師になるには最短で何年かかりますか。

A 「看護師」になるには、看護学校で3年以上学ぶことが必要です。
※「保健師」「助産師」になるには、別に専門の教育を受け国家試験を受ける必要があります。詳細は [お役立ちリンク](#) 厚生労働省 あなたの未来を応援-発見・看護から

Q 社会人から看護師になる場合、年齢制限はありますか。

A 資格取得に年齢制限はありません。資格を取得すれば一生涯活用でき、ライフスタイルに合わせて働く場所を選びながら長く働くことができます。

Q 男性は「看護師」になれますか。

A 男性も「看護師」になれます。



Q 入学試験はどのような内容ですか。社会人になって時間が経過しているので合格できるか心配です。

A 入学試験の内容は看護学校によって様々です。社会人経験者向けに一般入試とは試験科目の異なる社会人入試制度を設けている看護学校もあります。

Q 看護学校ではどんな学習をしますか。実習は必須ですか。

A 看護学校では、看護に関する講義や演習の他、病院、訪問看護ステーション、地域の保健所や保健センター、学校等での実習が必須です。

Q 看護以外の大学を卒業していますが、再度、全ての授業を受けなければなりませんか。

A 既に卒業した大学や短大等で履修した科目の単位が認定され、免除される場合もあります。

Q 夜間の通学だけ、または通信教育だけで卒業できますか。

A 「看護師」の場合、現時点で夜間の通学だけで卒業できる看護学校はありません。平日の午後や土曜日に講義を実施する看護学校もありますが、昼間の実習が必須です。また、通信教育だけでは卒業できません。



Q 奨学金など学費の免除や補助制度はありますか。

A 看護学校や病院による各種奨学金制度を活用できます。また、一定の就業経験のある社会人は教育訓練給付制度を活用できる場合もあります。※詳細は [お役立ちリンク](#) 厚生労働省 教育訓練給付制度から

Q 病院以外の就職先はありますか。また日勤のみの勤務や短時間勤務等も可能ですか。

A 看護職(看護師、保健師、助産師、准看護師)は、病院や診療所の他、訪問看護ステーションや高齢者施設、地域の保健所や保健センター、学校や企業等多数の場所で活躍しています。また、勤務する場所によって仕事内容や勤務スタイルも様々で、日勤のみの勤務や、短時間勤務のできる場所もあります。

※詳細は [お役立ちリンク](#) 厚生労働省 看護職員の多様な働き方についてから



お役立ちリンク

看護職とは、看護職になるには

【厚生労働省】
あなたの未来を応援-発見・看護

【日本看護協会】看護職とは

【日本看護協会】看護職になるには



あなたの未来を
応援-発見・看護

働く場所、働き方について

【厚生労働省】
看護職員の多様な
働き方について

【日本看護協会】
キラリ！看護の仕事



看護職員の多様な
働き方について

経済支援について

【厚生労働省】
教育訓練給付制度



教育訓練
給付制度

看護学校(養成所等)の検索について

【厚生労働省】

看護師 <https://yousei.jo.mhlw.go.jp/kangoschool/wamkngK0011Action.do?menuCd=01&shikakuCd=03&dispKateiCd=00>
保健師 <https://yousei.jo.mhlw.go.jp/kangoschool/wamkngK0011Action.do?menuCd=01&shikakuCd=01&dispKateiCd=00>
助産師 <https://yousei.jo.mhlw.go.jp/kangoschool/wamkngK0011Action.do?menuCd=01&shikakuCd=02&dispKateiCd=00>

【日本看護協会】

看護学校検索
<https://www.nurse-center.net/nccs/sconten/school/index.htm?v=20240724160000>

